

1. 持続可能な社会の実現

2 地域の生活・経済機能の強化と集約化

【施策目的】今日的な視点に立った、地方都市都心部の再活性化／都市機能の集約

多くの地方都市では、現在の駅前等の都心部が整備されてから30年以上経過し、老朽化・陳腐化が進行し、地域の実状に即したまちづくりニーズが顕在化。

【A市】防火建築帯

<再生ニーズ>

A市では、地域の活性化・防災性向上のため、中心部の防火建築帯を官民連携で建替えを検討中

【B市】駅前再開発ビル

<再生ニーズ>

B市では、地域の活性化のため、駅前再開発ビルの改修を検討中

【地方都市の都心部が抱える課題】

災害に対する脆弱性

賑わい・活力の低下

都市機能の空洞化

床需要の低迷

地方都市都心部の再活性化や災害に対する安全性の向上を図るため、都心部の老朽化・陳腐化した再開発ビル等の建築ストックを、公益施設(社会福祉施設や医療施設)・住宅・商業といった都市機能の受け皿として再生(建替え・改修)させる取組みに対する支援を強化する。

【事業効果】

都心部の再生



都市活動の活性化



周辺を含む民間投資の誘発

➤ 安全で快適な歩行空間や自転車利用環境を確保する。

【歩行空間のユニバーサルデザインの推進】



＜幅の広い歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロック設置の推進＞



＜駅前広場におけるエレベーターや円滑に乗降できるバス停の整備の推進＞

【無電柱化の推進】

【整備前】



【整備後】



＜良好な景観の形成を図った例（大阪府）＞

【自転車利用環境の整備】

・ハード対策とソフト対策を総合的に推進



＜自転車ネットワークの整備＞
（ハード対策）



＜ルール徹底＞



＜コミュニティサイクルの普及＞
（ソフト対策）

歩道・自転車通行空間の整備(通学路の安全確保)

■通学路について、緊急合同点検の結果等を踏まえ、学校や保護者等と連携し、歩道整備のほか即効性の高い対策も実施することにより、安全な歩行空間を確保する取組を推進。

【通学路における歩行空間の整備(事例)】



＜歩道の整備＞



＜路側帯のカラー化＞

【通学路における要対策箇所イメージ】

【対策検討メンバー】

- ・教育委員会、学校、PTA
- ・道路管理者
- ・警察署
- ・利用者団体

・自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険

＜対策メニュー＞

- ・自転車通行位置の明示

・踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険

＜対策メニュー＞

- ・踏切の拡幅

・歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む

＜対策メニュー＞

- ・無電柱化

・国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険

＜対策メニュー＞

- ・大型車通行禁止
- ・狭さくの設定

・狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険

＜対策メニュー＞

- ・バス停周辺歩道整備

・歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険

＜対策メニュー＞

- ・歩道拡幅
- ・バリアフリー化

--- : 通学路(学校指定)

● : 要対策箇所

平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行され、5年が経過したことから、同法附則7条に基づき、法律の施行状況について検討を加えたところ。今後は、この検討結果に基づく必要な措置を順次可能なものから実施していくことが必要。

1. 施設設置管理者の講ずべき措置

施設等の新設等に際し、バリアフリー基準への適合を義務づけるとともに、公共交通事業者等における職員等の教育訓練の徹底やその質の向上を図る。

バリアフリー基準等のスパイラルアップ

・個々の障害の特性に応じた調査研究が着実に進んできたものの、すべての障害に対応できていないのが現状。
・公共交通機関において乗車拒否等の事例も見受けられ、職員教育訓練の徹底が急務。
・施策のスパイラルアップを図る上でも、引き続き、施設設置管理者や障害当事者との議論の場を設けることが必要。

・「公共交通機関や建築物等の利用における弱視者・色覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究」「バリアフリー化による経済効果に関する調査研究」等を実施し、バリアフリー基準等のスパイラルアップを図る。
・公共交通事業者等において教育訓練の徹底やその質の向上がなされるよう、特に知的・発達・精神障害者への対応について当事者参加による職員教育訓練の方法等を検討。
・施設設置管理者や障害当事者等も参画して施策の検討や提案等を行う「バリアフリーネットワーク会議」を開催し、施策のスパイラルアップを図る。

2. 基本構想制度の充実

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化に係る事業を実施。

基本構想の作成・見直しの促進

・全国の市町村数と比較すると、基本構想の作成件数は十分な数に達していない。
・バリアフリープロモーターの派遣を受けたときの基本構想作成数は増加傾向であるが、市町村における作成数そのものが伸び悩んでおり、引き続き、バリアフリープロモーターによる基本構想の作成・見直しの促進が必要。

・専門的な知見を有するバリアフリープロモーターを市町村に派遣し、ノウハウを提供することにより、基本構想作成の一層の促進を図る。

3. 心のバリアフリーの推進

ハード面での整備と併せて、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を推進。

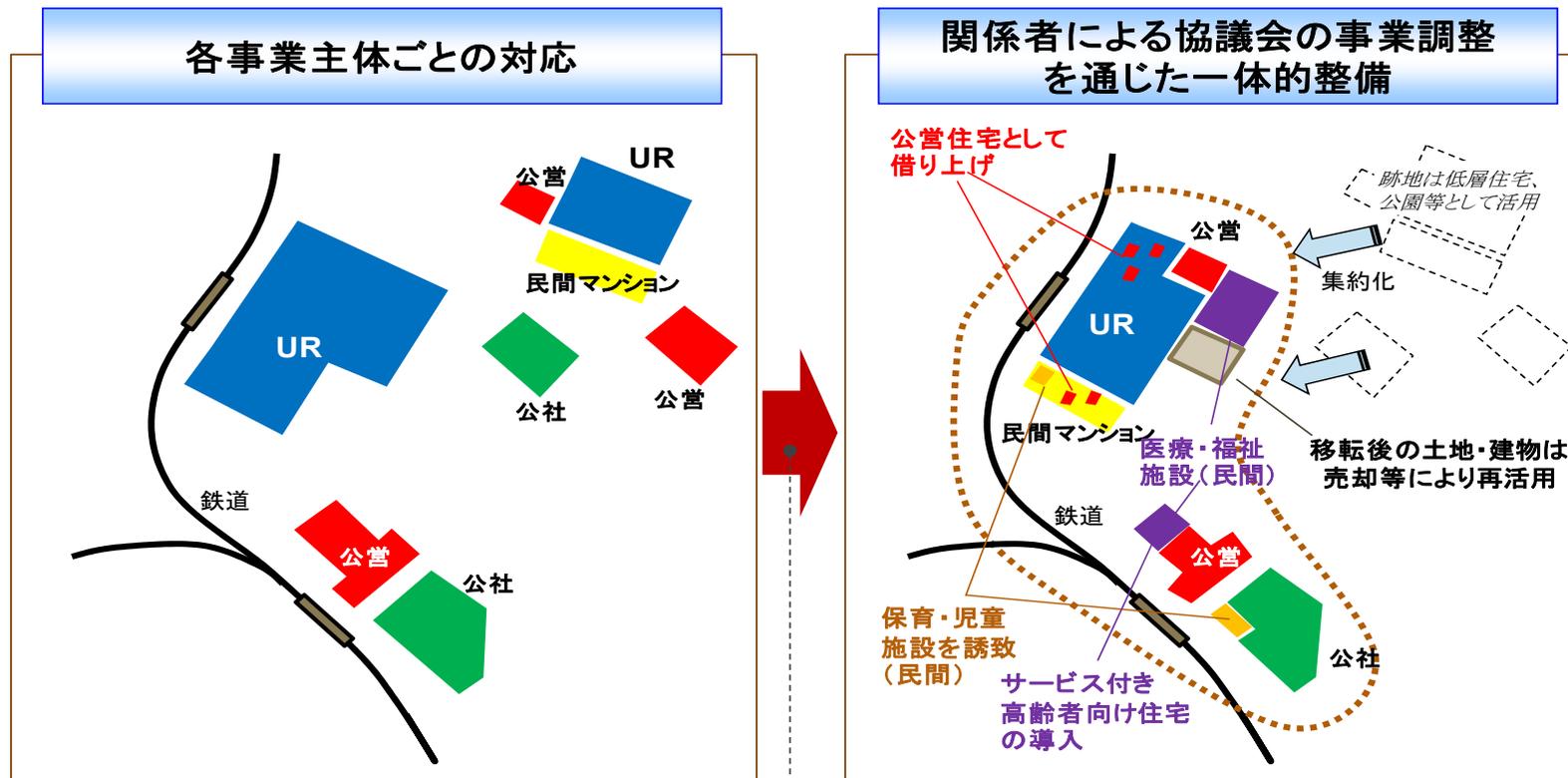
心のバリアフリーの推進

・バリアフリー教室(高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験を行う場)の開催回数は着実に増加。心のバリアフリーの醸成には実際に体験してもらうことが重要であるが参加人数には限界。
・特に知的・発達・精神障害者への対応など、心のバリアフリーの国民への周知度は未だ十分ではない状況。

・バリアフリー教室について、全国の小中学校をターゲットとするような、より波及効果の高い取組を検討。
・バリアフリー教室、地域連絡会議、バリアフリープロモーターに派遣するための専門的な知見を有する人材(バリアフリーリーダー)を認定・育成などを実施し、ハード事業と一体となって、バリアフリー施策の効果を高める。

高齢化の著しい大都市周辺部において、医職住の近接化を図り、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して生活できるようにするため、地方公共団体や地方住宅供給公社、民間事業者等が連携し、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取り組みに対して支援を行う。

<医職住近接化による地域居住機能の再生のイメージ>



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施 (PPPの推進・PFIの積極的導入等)
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。

【事業概要】

関内駅北口において、駅周辺との段差解消やエレベーターの新設、改札口の移設等を実施することにより、円滑な歩行者動線の確保やバリアフリー化等、鉄道利用者の利便性向上を図るとともに、これらの駅改良と一体的に保育施設を整備することにより、駅機能の高度化を図る。

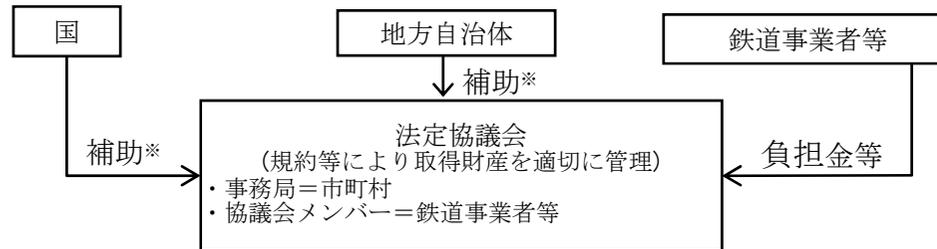
【総事業費】

約40億円 [補助率 1/3]

【事業期間】

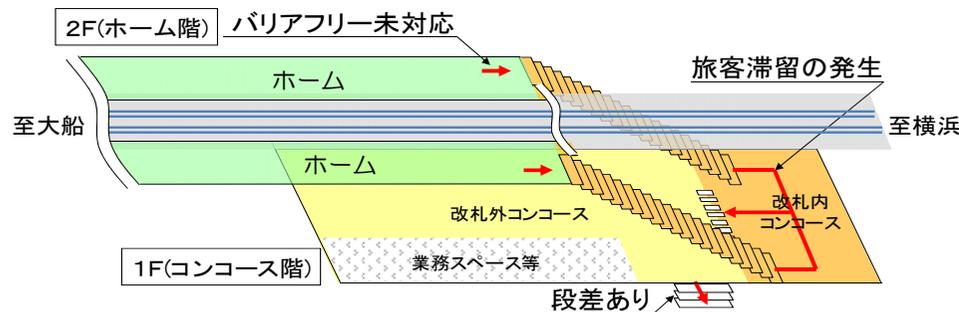
平成23~28年度

支援スキーム

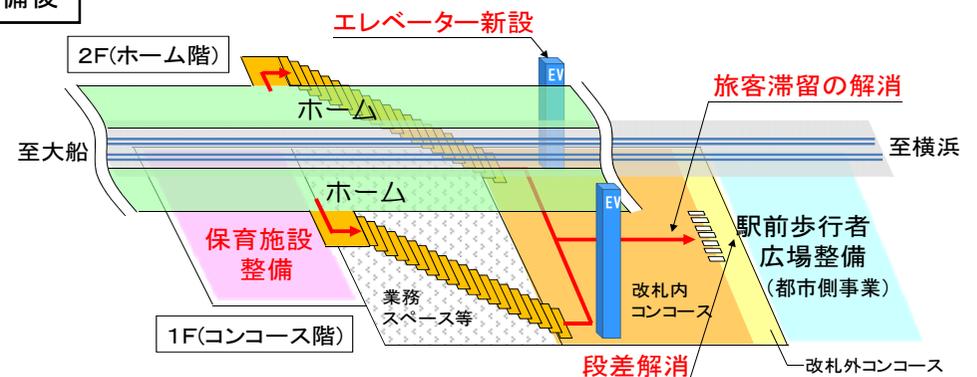


※ 国・地方の支援： [国] 1/3の補助 [地方] 国と同等以上

整備前



整備後



主な整備効果

- 階段及び改札口の移設、コンコースの拡張による円滑な旅客動線の確保、混雑緩和
- エレベーターの新設及び周辺道路との段差解消によるバリアフリー化の達成
- 保育施設の整備による利用者利便性の向上、待機児童の減少に効果を発揮

事業イメージ

<要件>

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録

- 高齢者住まい法の改正により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」として登録されることが補助金交付の条件

その他の要件

- サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録するもの
- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められるもの
- 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないもの

<補助率>

住宅：

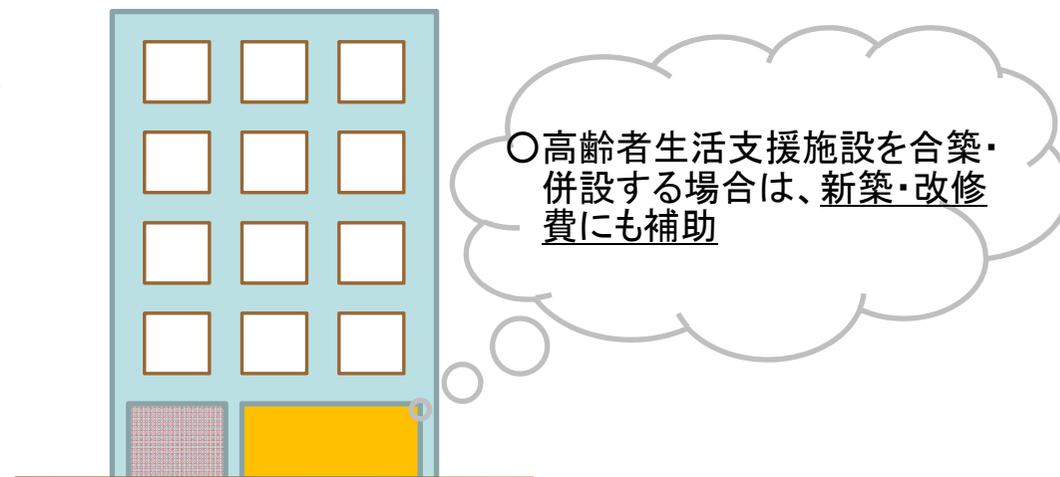
新築 1/10(上限 100万円/戸)

改修^{※1} 1/3(上限 100万円/戸)

高齢者生活支援施設^{※2}：

新築 1/10(上限1,000万円/施設)

改修 1/3(上限1,000万円/施設)



※1 住宅の改修は、共用部分及び加齢対応構造等(バリアフリー化)に係る工事に限る。

※2 高齢者生活支援施設の例： デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、診療所、訪問看護事業所、食事サービス施設、生活相談サービス施設 等

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の概要

- 所得税・法人税: 5年間 2.8割増償却(耐用年数35年以上:4.0割増償却)
- 固定資産税: 5年間 税額を2/3軽減
- 不動産取得税: 家屋 課税標準から1,200万円控除/戸
土地 家屋の床面積の2倍に当たる面積相当分の軽減

要望の内容

本特例の適用期限
(平成25年3月31日)の2年間延長

施策の背景及び政策の目標

施策の背景

高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックの絶対的不足

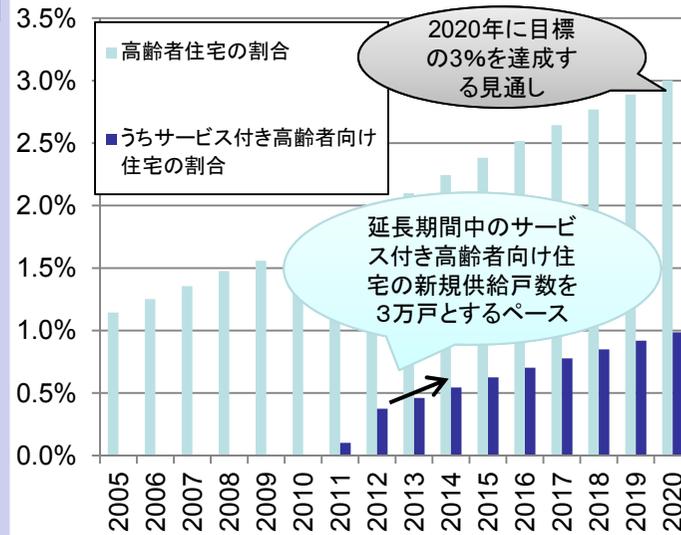
2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。(国交省成長戦略)

延長期間中の目標

2014年までに、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を0.5%とする。(年間3万戸の新規供給ペース)

高齢者人口に対する高齢者住宅の割合



(参考) 2012年3月末日現在の登録戸数
31,094戸(うち、新規供給 7,064戸)

↓
2012年7月末日現在の登録戸数
59,764戸(うち、新規供給 15,614戸)

サービス付き高齢者向け住宅制度

(イメージ)



【登録基準】 主に次のような登録基準が定められている

- 《ハード》
 - ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- 《契約内容》・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

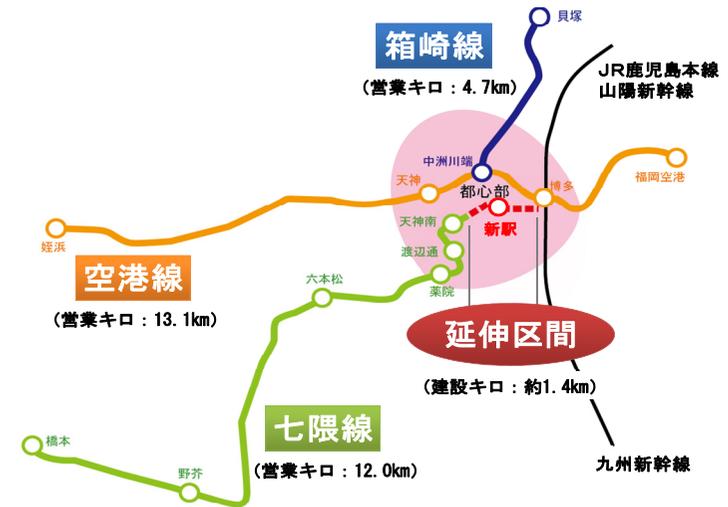
(※有料老人ホームも登録可)

計画概要

- 建設区間：天神南～博多（1.4km）
- 総建設費：約450億円
- 事業期間：平成24年度～平成32年度
- 開業予定：平成32年度

利用者数(見込)	6万8千人/日
このうち、延伸による新規利用者	2万1千人/日
編成車両数	4両編成
一編成定員	378人
ピーク時運行本数	15本

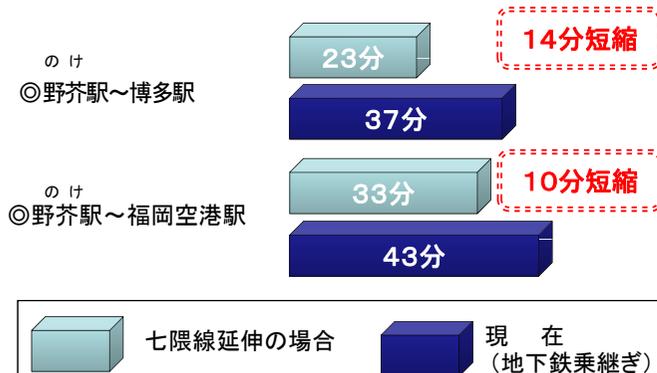
参考：福岡市人口147万（平成23年5月時点）



整備効果

①移動時間の短縮

・天神駅南駅での乗換解消や移動時間短縮が図られる。



②回遊性の向上

・福岡市の2大核である『天神地区』と『博多駅地区』が結ばれるとともに、「中洲・川端地区」に中間駅を設置することで、地域の活性化や観光振興に寄与。



③環境改善

・マイカーなどの路面交通の一部が地下鉄利用に転換するため、交通渋滞の緩和やCO2の削減などの環境改善効果が見込まれる。

【CO2削減効果】

・670トン/年 CO2削減

【交通事故削減効果】

・約300件/年 交通事故削減

施策の概要

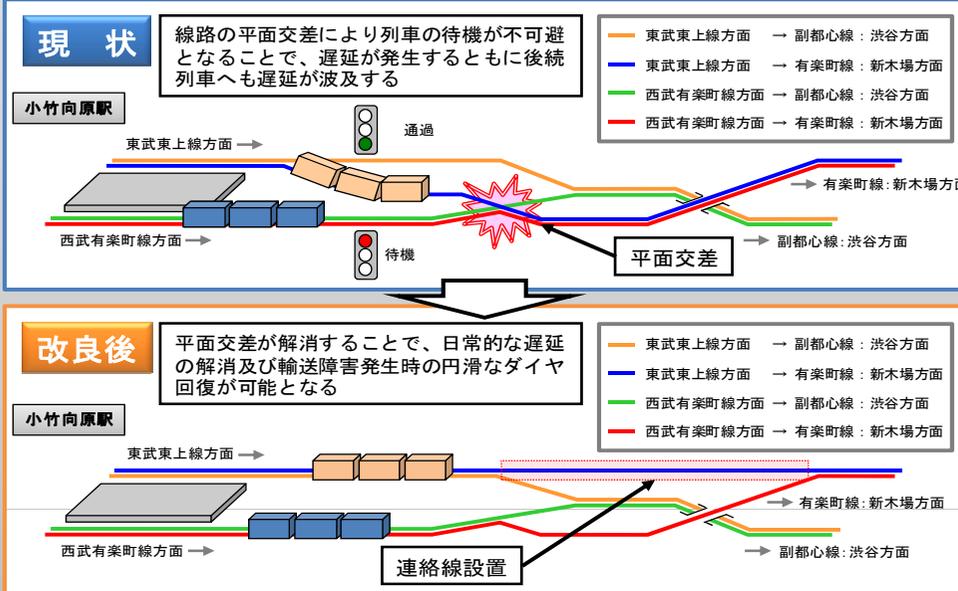
相互直通運転等による列車運行形態の複雑化及び高密度化、集中的な旅客の乗降によるホーム上の混雑から発生する定常的な遅延への対策及び輸送障害時における円滑なダイヤ復旧のための対策として駅の大規模改良工事を推進

主な改良工事

東京メトロ有楽町線小竹向原駅大規模改良工事

- ・小竹向原駅での平面交差により東武線方面、西武線方面双方から有楽町線や副都心線へそれぞれ相互直通運転を実施。
- ・ラッシュ時など、平面交差がボトルネックとなり慢性的な遅延が発生。
- ・特に輸送障害発生時には長時間・広範囲にわたってダイヤが混乱しており、平成24年度には東急東横線との相互直通開始も予定されていることから、対策が不可欠。

同駅の平面交差箇所の立体交差化、折返設備等の整備により定時性の確保、混雑緩和、輸送障害時の輸送供給力を確保。

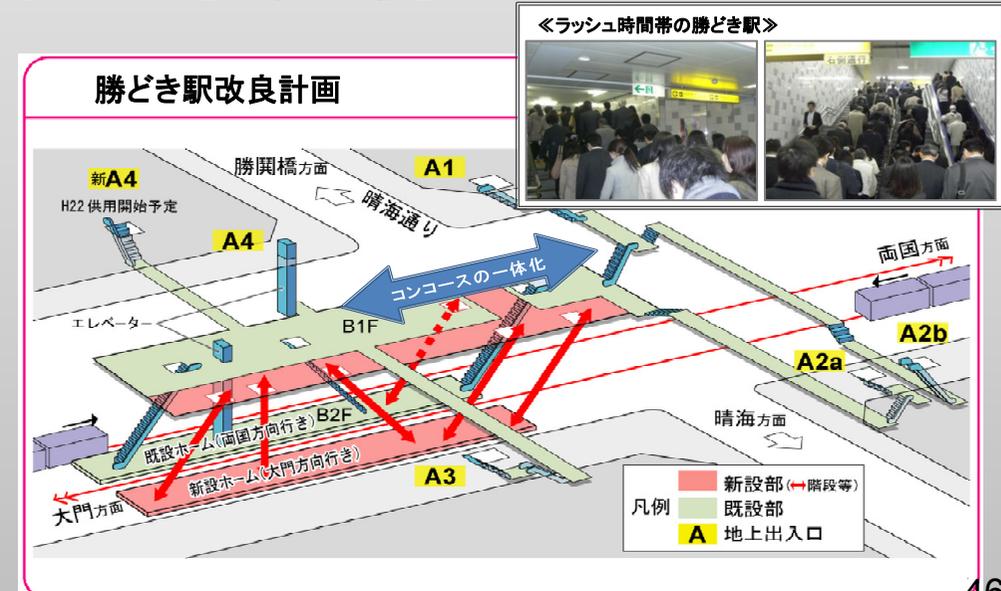


総事業費: 240億円 工事期間: H22年度～H28年度

東京都交通局大江戸線勝どき駅大規模改良工事

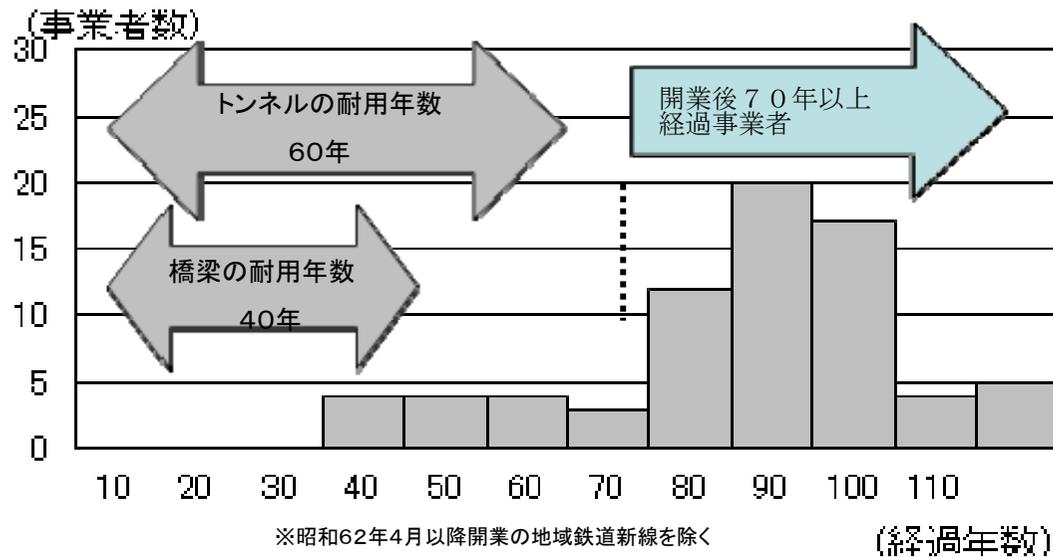
- ・駅周辺の急速な開発の進展により、ラッシュ時には想定を大幅に超える利用者の増加。
- ・ホーム上の混雑の激化により、所定以上の乗降時間が増大により列車遅延が発生。また駅の処理能力を超えることで安全性の確保が困難。
- ・出入口増設、エスカレーター速度向上等の対策をとるも、周辺開発がさらに進展し、乗降客の増加が見込まれるため、現状の運用では限界。

ホームの一面増設等の大規模改良工事を行い、駅の旅客流動の円滑化を図ることで、列車遅延を防止し、輸送供給力を確保。



総事業費: 100億円 工事期間: H22年度～H27年度

開業後70年以上を経過した鉄道事業者が多数存在し、橋りょうやトンネルなど規模が大きい施設については、適切な改良が進んでいないことが懸念されていることから、地域鉄道の老朽化対策のための改良・補修事業に対し、整備の促進を図る。



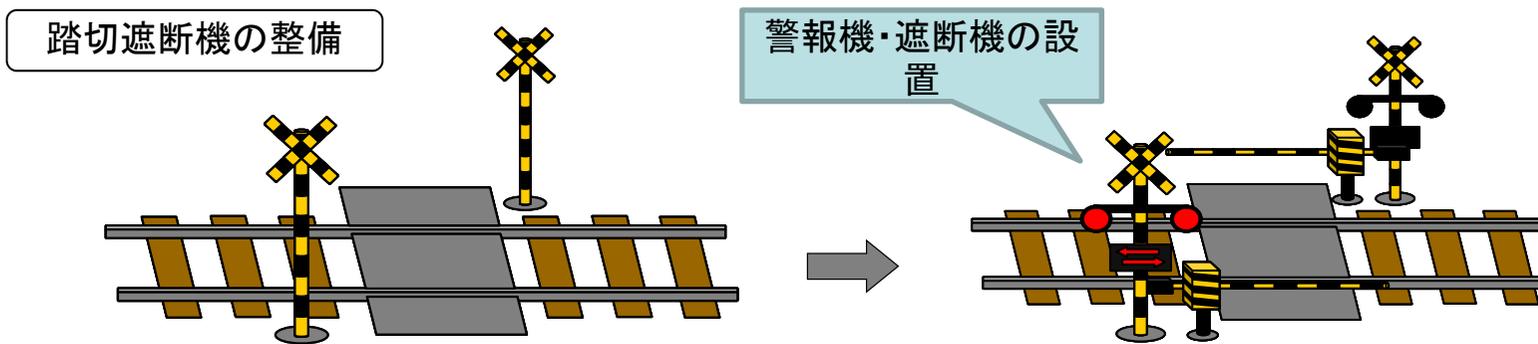
橋りょう



トンネル



踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、立体交差化や統廃合により除却できない踏切道について、踏切道改良促進法に基づき踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備を緊急的に整備する。



第1種踏切(遮断機のある踏切)において、自動車の直前横断や立ち往生等による事故を防止するため、高規格化保安設備(大型遮断装置、二段型遮断装置、オーバーハング型警報装置、障害物検知装置)を整備



大型遮断装置＋二段型遮断装置



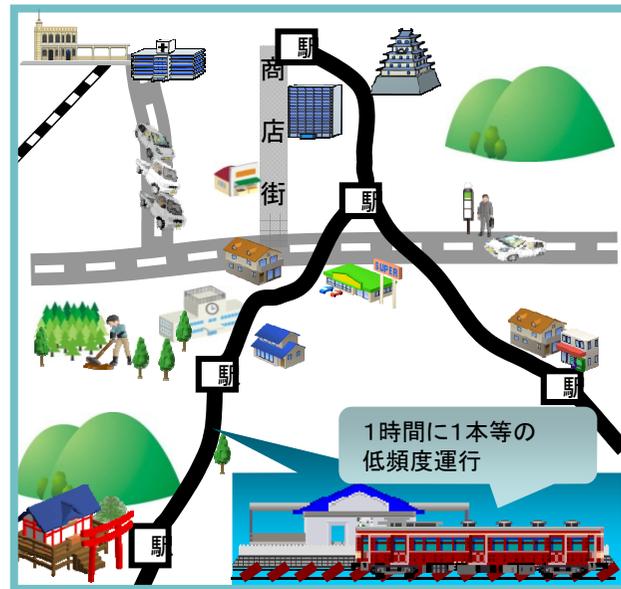
オーバーハング型警報装置



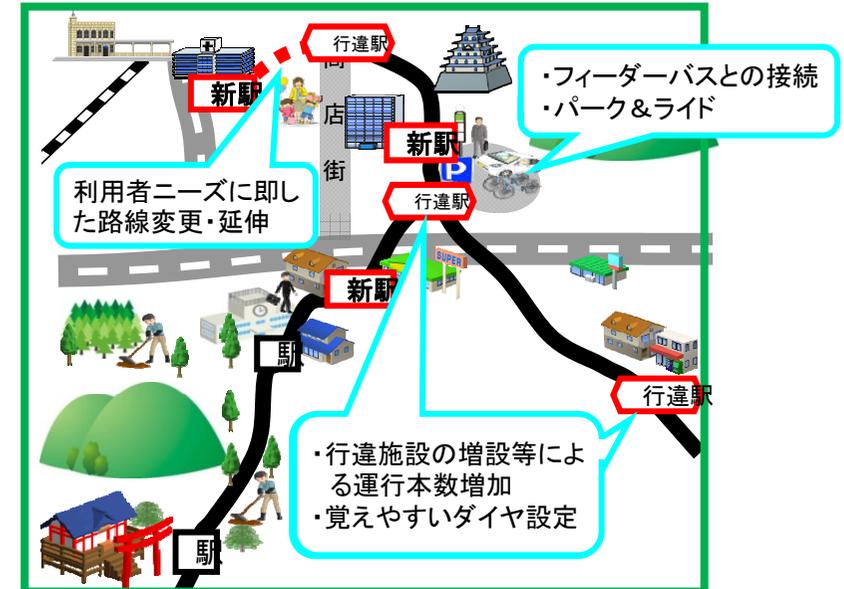
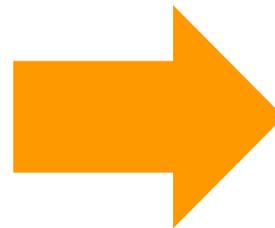
踏切支障報知装置

事業目的

潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、総合連携計画に基づき、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備に対し、支援を行う。



設備面の制約のため、使い勝手の悪い鉄道を、ハード・ソフト一体の取組により改善



幹線鉄道等活性化事業費補助 (連携計画事業)の概要

総合連携計画に基づく鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備を支援。



【補助率】国1/3、地方公共団体1/3

【補助対象者】地域の法定協議会

【補助対象事業】輸送ニーズに対応した駅・路線の再配置、ダイヤ改正・増便等に必要施設の整備等

地域公共交通確保維持事業

((※) の事業について、地域協働による取組みの支援を一部拡充。)

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援
 - 都道府県を主体とした協議会の取組みを支援
 - ： 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク (※) 、離島航路 一部拡充 ・離島航空路の確保・維持 等
 - 市町村を主体とした協議会の取組みを支援
 - ： 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 等
 - 東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持の取組について、特例措置により支援(注)

地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・ バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援
- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援 (※)
- ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善を支援

地域公共交通調査等事業

- ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援
- ・ 地域ぐるみの利用促進に資する取組みを支援 (※)
- ・ 東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持のあり方について、特例措置により支援(注) 一部拡充

(注)東日本大震災の被災地域におけるバス交通等生活交通の確保・維持のため、復旧・復興対策に係る経費として、復興庁に計上されるものを含む。

都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

背景

- 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して、都市鉄道の機能の高度化を図るとともに、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道事業者などの利害を調整することが必要。
- そのためには、『都市鉄道等利便増進法』(H17.8施行)に基づき計画されている、各プロジェクトの円滑な進捗が必要であり、国等による助成に加え、本特例措置による支援が必要不可欠。

施策の目標

都市鉄道等利便増進法に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により、都市鉄道等の利便を増進させる。

【所要時間の短縮効果例】

(現在、整備が進められている事業)

- ・相鉄JR直通線(西谷～横浜羽沢間(H18～H26)) : 二俣川⇒新宿間(59分⇒44分:15分短縮)等
- ・相鉄東急直通線(横浜羽沢～日吉間(H19～H30)): 二俣川⇒目黒間(54分⇒38分:16分短縮)等

(今後、事業化に向けた調査が進められる事業)

- ・都心-空港-郊外直結鉄道(押上駅付近～新東京駅～泉岳寺駅付近) : 東京⇒羽田空港間(27分⇒18分:9分短縮かつ乗換なし)
東京⇒成田空港間(53分⇒36分:17分短縮)

税制改正要望の概要

◆特例措置の対象

都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業)により第三セクター等が取得する鉄道施設等

◆要望内容

- ・トンネル 固定資産税:非課税
- ・鉄道施設等 固定資産税・都市計画税:課税標準 5年間2/3に軽減
適用期限:平成27年3月31日まで2年間延長

相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線



超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、「新たなカテゴリー」の乗り物。

その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等の主導による先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。

人口減少・少子高齢化時代に向けた 創造的イノベーションの提案

～クルマ、まちづくり、ライフスタイルの調和的革新に向けて～



写真：日産「ニューモビリティコンセプト」

「超小型モビリティ」

自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両
(エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1/6 (電気自動車の1/2)程度)

超小型モビリティの導入により期待される効果

- ① **省エネ・低炭素化**への寄与
- ② 生活交通における**新たな交通手段**の提供、**新規市場・需要**の創出
- ③ **子育て世代や高齢者の移動支援**
- ④ 観光地や地域活動の活性化を通じた**観光・地域振興**

規制改革：公道走行をより簡便な手続きで可能とする新たな認定制度を創設(平成24年度中)

地方自治体や観光・流通関係事業者等の主導による「先導・試行導入」の加速

(超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組みを選定し、重点的に支援(※))

※事業計画を公募、外部有識者により評価。優れた計画を選定して、重点的に支援。

＜先導・試行導入に係る事業計画の実施費用(車両導入、事業計画立案及び効果評価費等)の1/2を補助＞

超小型モビリティの特性を最大限活かした

「成功事例の創出」

幅広い市民の方々に実際に車両を見て乗っていただきつつ

「生活・移動スタイル再考機会の創出」

「広範な国民理解の醸成」

幅広い普及に向け社会受容性を高めつつ、車両区分等関連制度の整備、これを活用した低炭素・集約型まちづくりに関する検討を加速。超小型モビリティの市場を創出。

○車両安全対策の推進

交通事故による死傷者数は、近年、減少傾向にあるものの、平成23年の死者数4,612人、負傷者が約85万人であり、依然として深刻な状況。

事故削減目標

○平成27年までに、交通事故全体の死者数を3,000人以下
(第9次交通安全基本計画)

○上記計画を踏まえ、平成32年までに車両安全対策※の推進により交通事故死者数を平成22年比で1,000人削減

(交通政策審議会報告書 平成23年6月)
※事業用自動車を含む全ての自動車を対象とした対策

目標達成に向け、事故分析及び対策の効果評価を踏まえ、安全基準の拡充・強化、ASVプロジェクト及び自動車アセスメントの連携を図りながら、着実に車両安全対策を実施



安全基準の策定のための調査

事故実態や近年の自動車技術の進展等を踏まえ、自動車の安全基準及びその具体的な試験方法の整備に向けた検討を行う。

超小型モビリティの安全性に関する検討・調査

超小型モビリティの導入・普及は、CO2削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段等の副次的便益をもたらすことが期待される。しかしながら、道路運送車両法では想定していなかった車両であるため、当該車両に係る安全基準等の整備が必要となっている。

○安全基準の整備

想定される利活用場面における事故時の安全確保のため、求められる安全基準について検討

○車両区分(規格)の設定

新たな車両区分(規格)を設定するための検討



・近年増加傾向にある鉄道駅ホームにおける旅客の接触転落事故等に対応するため、ホームドアの設置を促進するとともに、ホームドア設置促進を図るための課題に対応した新たなタイプのホームドアの開発など、鉄道の安全性等に資する技術開発を推進する。

ホームドアの整備

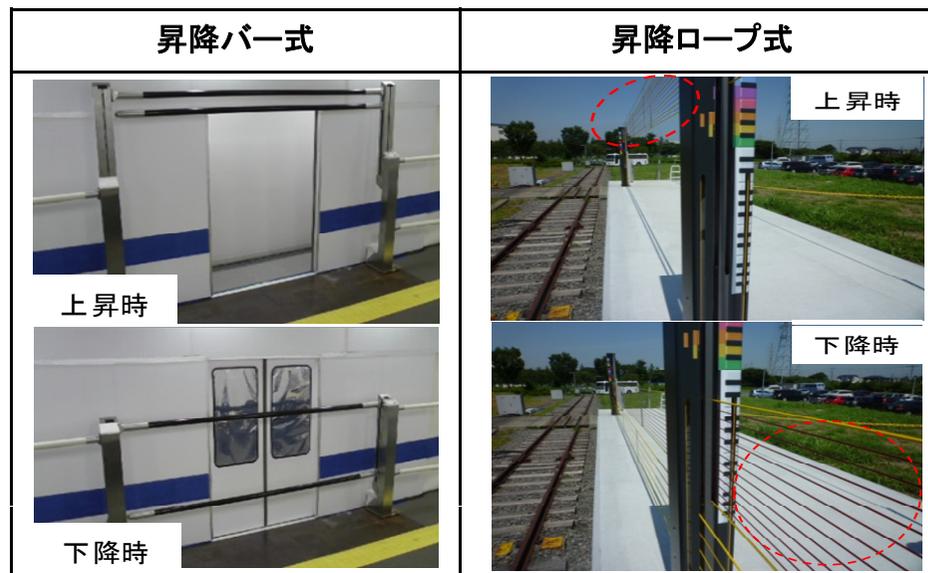
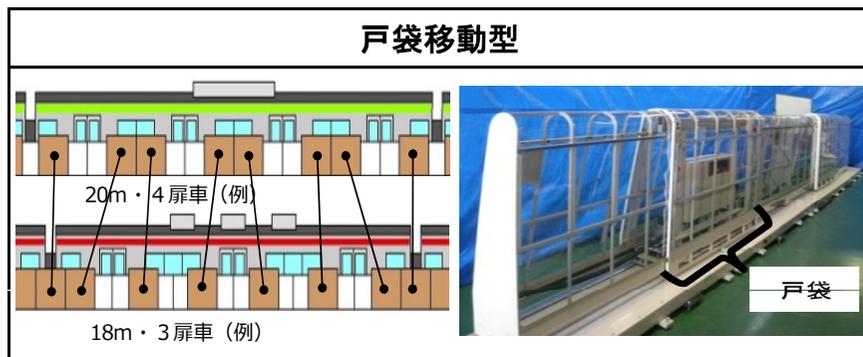
- ・ 鉄道における安全性や安定性の更なる向上を図るため、駅のホームからの転落事故等の防止に効果の高いホームドアの整備について、「ホームドアの整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめ等を踏まえ、積極的に推進する。

〔ホームドアの整備例〕



新たなタイプのホームドアの技術開発

- ・ 車両扉位置の相違やコスト低減等の課題に対応可能な新たなホームドアの開発などの技術開発を推進する。



集落地域における「小さな拠点」形成の推進

【背景】

- 過疎地域等では、高齢化率が50%以上の集落が約16%、50人未満の集落も約3割に及び、小規模・高齢化集落が増加
- これらの地域では、2050年の人口減少率は約61%で、全国平均の約26%を大幅に上回る見込み

【目的】

- 人口減少・高齢化等により全国各地で維持・存続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの効率的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進

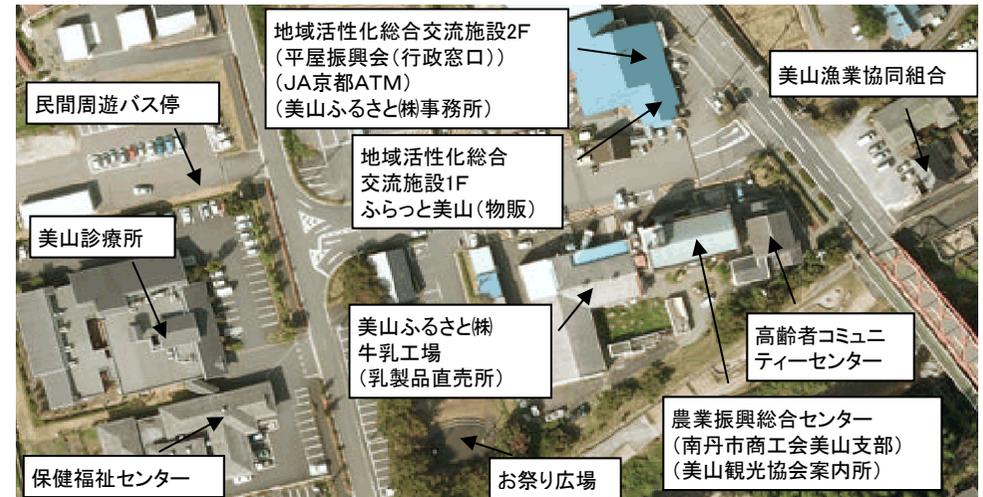
複数の集落が集まる地域に医療・福祉、買い物等のサービスを提供する「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保

～合意形成・プランづくりから拠点施設整備・活用ノウハウの定着まで、地域の実情に応じた柔軟な対応～

【期待する効果】

- 集落地域の構造転換を図る全国的なモデルの形成を図る

「小さな拠点」のイメージ例 (京都府南丹市美山町)



プランづくり段階

集落地域における「小さな拠点」 形成推進費 (新規)

- 長期的な展望に立ち、持続的な集落地域づくりへの機運を全国的に高める
- 意欲ある集落地域を公募により選定し、生活サービス機能を中核的な地区に拠点化することによる持続的な集落地域づくりのための合意形成・プランづくりを推進

実施・活用段階

※小さな拠点形成の具体化に必要な活動に対する関係省庁の関連支援メニューを柔軟に活用

その一環として

集落活性化推進事業

- 廃校舎等の既存公共施設を活用し、拠点施設整備(ハード)を支援
- 拠点施設を核とした地域活動の維持・発展等に資するソフト事業等を支援(拡充)

雪国の現状

- ・平成18年度豪雪では全国で152名(戦後第2位)の死者。毎年平均40名程度死者が発生。昨・今冬共に約130名の死者で例年より多い状況。
- ・豪雪地帯では人口減少・高齢化が進行。除雪の担い手不足、地域コミュニティ不足、高齢化による防災力の低下により、雪処理に係る事故が多発。また、全国の建設業者数は約50万社とピーク時(H11)に比べ約10万社減となり雪処理作業の人員不足が深刻。
- ・特別豪雪地帯(201市町村)において共助による地域除排雪を実施している地区があるのは122市町村と6割程度。

実施内容

○雪対策に意欲的・積極的に取り組む市町村、地域コミュニティ、NPO等の先導的で実効性のある地域の実情に即した地域除排雪体制の取組について実証的に調査を実施

【具体内容】

・除雪ボランティアセンターの設立・運営

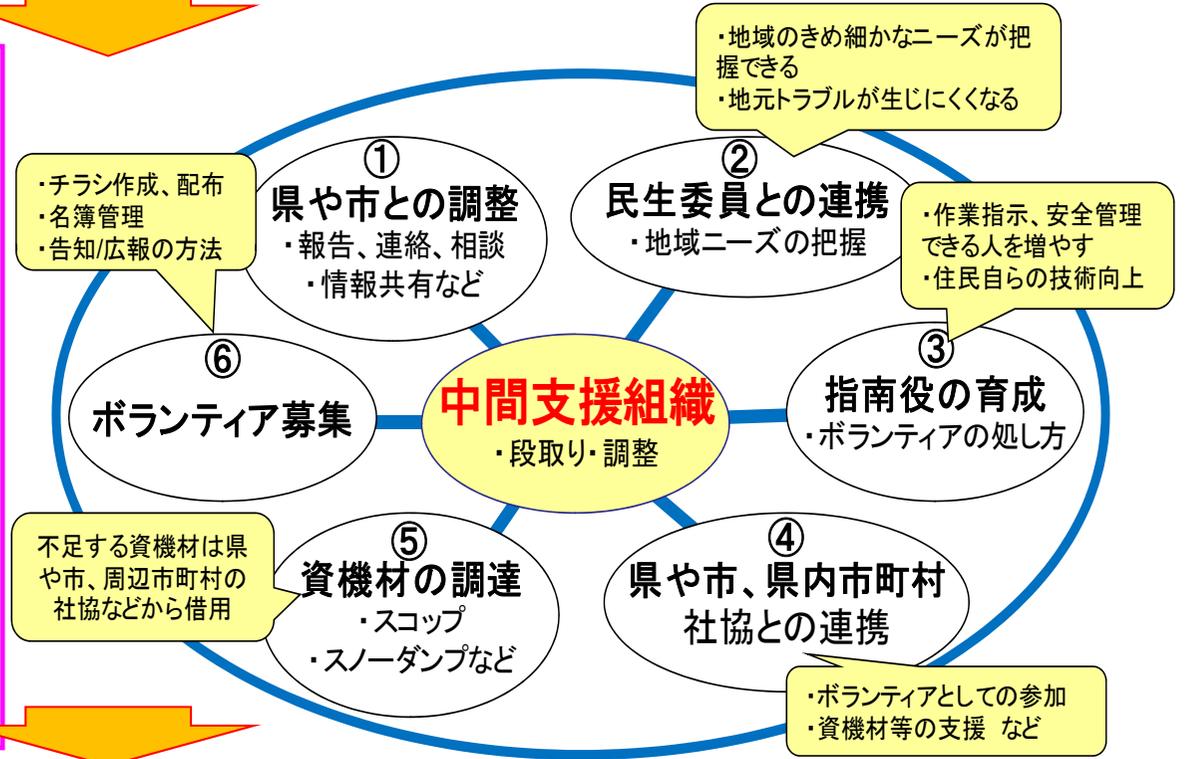
EX. 地域内外の豪雪地帯住民との相互連携による地域除雪、連絡協議会設置による地域除雪、大学生との連携による地域除雪等

・ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成

EX. 雪かき道場(雪に不慣れな若者等が雪かき技術を学びボランティア活動に反映)等

○活動報告会等を実施し、

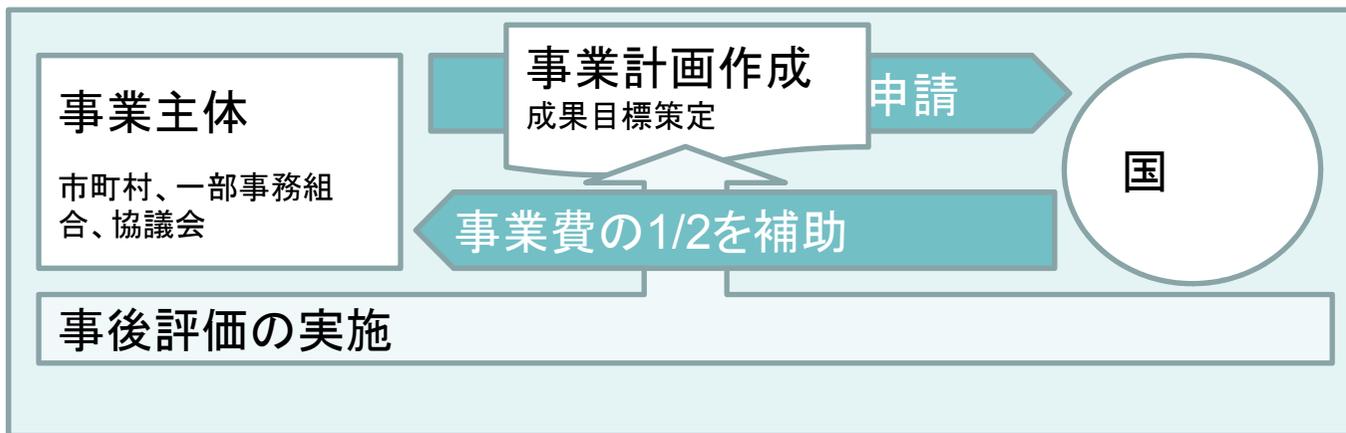
ノウハウ等の共有化を行い普及を図る



・安全・安心な雪国の形成を図るため地域コミュニティ等多様な主体による先導的で実効的な地域除排雪体制整備を推進

・各地域の取り組みを評価・検証し効率的・効果的な地域除排雪体制手法を確立し、全国へ普及・展開

平成25年度から全面施行される改正離島振興法を踏まえ、離島における定住の促進、地域の活性化を推進するため、離島活性化交付金(仮称)を新たに創設し、離島における人材育成や起業を含む雇用の拡大、交流人口の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。



特産物による商品開発



交流プログラム作成



避難経路の表示

※ 当該事業が離島活性化交付金等事業計画(都道府県策定)に位置付けられることを要件とする

定住促進事業

- ・島の人材育成のための取組への支援
- ・空家改修等の人材受入れのための施設整備
- ・U・J・Iターン希望者のための情報提供
- ・雇用機会拡充のための商品開発等の取組の起ち上げへの支援

等

交流促進事業

- ・島の文化、伝統芸能、スポーツ等を通じた交流の促進
- ・交流事業実施のためのプログラム策定、情報発信
- ・観光開発、島外からのボランティアの導入等の交流事業の支援

等

安全安心向上事業

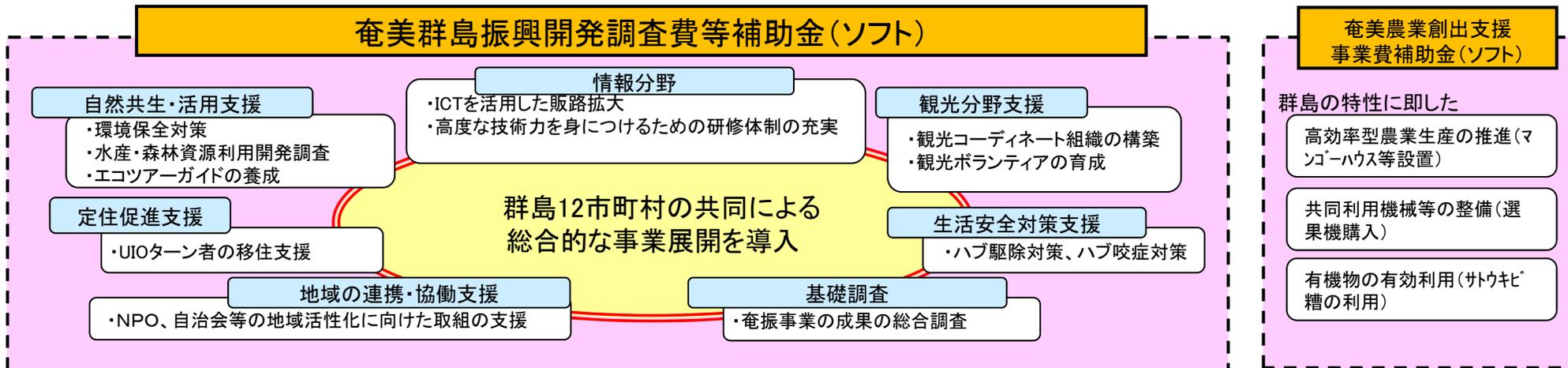
- ・離島の孤立防止や孤立時のための支援
- ・防災計画策定
- ・防災教材作成、研修会、講習会
- ・避難施設、避難経路表示整備
- ・離島のエネルギー自立のための調査、計画策定

等

奄美群島振興開発について

- ・特別措置法(閣法)に基づき振興開発を支援
- ・現行法の終期である平成25年度末に向けて、審議会等で議論を実施

奄美群島振興開発調査費等補助金(ソフト)



奄美農業創出支援事業費補助金(ソフト)

- 群島の特性に即した
- 高効率型農業生産の推進(マシコハウス等設置)
 - 共同利用機械等の整備(選果機購入)
 - 有機物の有効利用(サウキビ糟の利用)

などの生産基盤強化

高度な人材の育成 定着可能な産業の育成

ソフト・ハードを一体とした総合的施策の実施

奄美群島の自立的発展の促進

定着可能な産業の振興 雇用機会の拡充
生活・環境基盤の改善 安全・安心の確保

ソフト・ハードを一体とした総合的施策の実施

奄美群島産業振興等補助金(ハード)

観光分野

島の自然・文化を活かした観光拠点整備等

- ・優れた自然特性を活かした魅力的な観光拠点整備や周辺環境整備
- ・「闘牛」等の伝統文化の保存継承と情報発信を行う観光拠点整備



農業分野

高付加価値型農業を推進するための施設整備等

- ・農産物の高付加価値化を図る加工体制の整備
- ・出荷品質の安定・ブランド化の推進



安全・安心

豪雨災害の教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

- ・既存公共施設の避難所機能等の充実
- ・非常電源・防災無線の設置等の災害時の通信手段の確保



小笠原諸島の自立的発展に向けた効率的かつ効果的な事業等支援

平成23年6月の世界自然遺産登録を踏まえた観光振興や、津波対策などについて、効果のある事業への重点的な支援

- ・小笠原諸島振興開発特別措置法(閣法)に基づき振興開発を支援
- ・現行法の終期である平成25年度末に向けて、審議会等で議論を実施

通常分	小笠原諸島振興開発事業費補助(ハード)	小笠原諸島振興開発費補助金(ソフト)	直轄調査								
	<table border="1"> <tr> <td>港湾整備</td> <td>農業・水産業基盤整備</td> <td>農業・水産業振興</td> </tr> <tr> <td>観光振興(自然公園)</td> <td>道路整備</td> <td>生活環境施設等整備</td> </tr> </table> <p>事例: 植生回復・ガイド育成等 世界自然遺産としての価値を保全するため、ヤギの食害により裸地と化した箇所での植生回復を行うほか、自然ガイドの育成や自然公園の遊歩道の整備等への支援を行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> ➔ </div> <p style="text-align: center;">侵食防止シートの設置による植生回復</p>	港湾整備		農業・水産業基盤整備	農業・水産業振興	観光振興(自然公園)	道路整備	生活環境施設等整備	<table border="1"> <tr> <td>病虫害等防除</td> <td>各種調査</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">診療所運営</td> </tr> </table> <p>事例: 医療施設の運営支援 長期療養やリハビリテーションに対応した新たな診療所(H22開所)の運営に対する支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;">小笠原村診療所 診療所医師による診察</p>	病虫害等防除	各種調査
港湾整備	農業・水産業基盤整備	農業・水産業振興									
観光振興(自然公園)	道路整備	生活環境施設等整備									
病虫害等防除	各種調査										
診療所運営											

復興特会分(全国防災)	小笠原の津波対策	漁港施設の機能確保を図るための既設防波堤の改良(補強)	
		<p>東日本大震災では、父島において最大1.8mの津波を観測</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>車両が水没する被害が発生</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>防波堤の改良(補強)を実施</p>	
		浄水場の高台移転	
		<p>父島浄水場(昭和45年建設)</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>老朽化 東南海・南海地震による浸水想定地域</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>高台移転を実施</p>	

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業等の用に供する設備等に係る特別償却制度を、平成26年度末まで2年間延長(奄美群島においては、平成25年度末までの1年間延長)する。(所得税・法人税)

施策の背景

○半島、離島、奄美の各地域は、自然的、地理的条件不利性等を抱えている上、人口減少・高齢化が全国平均を上回り、地域経済・社会が衰退。

○地域活動の担い手を確保するためには、各地域の自立的発展を目指す中で、安定的な就業機会を確保していくことが必須。

人口減少・高齢化

人口減少率・高齢化率は全国平均を上回る状況。

○人口増減率(H17~H22)

半島: △5.2%、離島△9.1%、奄美△6.1%
(全国: +0.2%)

○高齢化率(H22)※離島はH17

半島: 30.2%、離島33.0%、奄美29.1%
(全国: 23.0%)

労働を巡る状況

○平均所得は全国平均と比較し低く、格差が残る。

○零細事業者が多いなど事業所規模が小さい。
(離島、奄美)

地域に即した産業育成・支援の必要性

○半島地域において、**農林水産業は主要産業**
・第一次産業就業比率(H17): 14.6%(全国平均: 4.8%)
・農業産出額(H17): 8,559億円(全国シェア10.1%)

○改正離島振興法の基本理念(著しい人口減少の防止、定住の促進等)にのっとり、**離島地域における雇用の確保を図る必要**

○奄美群島振興開発基本方針において、島ごとの特性を活かした産業の発展による雇用機会拡充を促進する方策として、「**高付加価値型農業**」「**観光**」「**情報通信技術の活用した企業誘致**」を指摘

地域経済を支える産業を育成・支援するための措置が必要

具体的施策

税制改正要望の概要

延長 : 適用期限を平成27年3月31日まで2年延長
(奄美群島は平成26年3月31日まで1年延長)

対象業種、特償割合及び取得価額要件

○半島振興対策実施地域

製造業、農林水産物等販売業
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上

○離島振興対策実施地域

製造業、旅館業(過疎に類する地区)、情報サービス業等
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上

○奄美群島

製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
機械・装置10/100、建物・附属設備6/100、取得価額2,000万円以上

成長可能性のある分野について民間の投資を刺激し、企業立地・投資を促進することにより、地域経済を活性化するとともに、地域の雇用を創出し、地域を自立的に発展。

政策目標: 定住人口の減少傾向の軽減等の達成

半島・離島・奄美振興の関連施策

○半島地域: 地域資源を活用した内発的創発的活性化等の取組の支援

○離島地域: 交流人口拡大、流通効率化等の取組の支援

○奄美群島: 地域主体の取組推進のための環境整備、人材育成等の支援